

児童扶養手当・児童育成手当について

1 児童扶養手当

(1) 目的

父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図る。

(2) 対象

18歳に達した日の属する年度の末日以前の児童（20歳未満で政令で定める程度の障害の状態にある者）を養育している父又は母又は養育者で、次に該当すること。

- ①父母が離婚
- ②父又は母が死亡
- ③父又は母が重度の障害者
- ④父又は母が生死不明
- ⑤引き続き1年以上、父又は母に遺棄されている状態
- ⑥父又は母が保護命令を受けた
- ⑦引き続き1年以上、父又は母が法令により拘禁されている状態
- ⑧婚姻によらないで出生（父又は母の扶養なし）

(3) 支給制限

所得制限のほか、次に該当するときは支給されない。

- ①児童、父、母又は養育者が日本国内に住所を有しないとき
- ②児童が児童福祉施設（保育所・母子寮・知的障害児通園施設を除く）に入所しているとき
- ③児童が父又は母と生計を同じくしているとき
- ④児童、父、母又は養育者の公的年金等の支給額が、手当額を上回るとき
- ⑤父又は母の配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む）に養育されているとき

(4) 手当額

父又は母の前年所得により次の手当額（児童1人の場合）が支給される。

- ①下表全額支給欄の所得額未満の場合、月額 43,160 円
- ②下表一部支給欄の所得額未満の場合、月額 43,150 円～10,180 円の範囲
（所得に応じ10円きざみ）

なお、児童が2人以上の場合は、2人目の児童に月額10,190円～5,100円、3人目以降の児童1人につき月額6,110円～3,060円が加算される。（所得に応じ10円きざみ）

※ 父又は母及び児童が受け取った養育費の80%が父又は母の所得に加算される。

(5) 支給方法

申請月の翌月から奇数月にその前月までの分を口座振込

(6) 所得制限

(万円)

扶養親族等		0人	1人	2人	3人	4人	5人以上
本人所得	全部支給	49.0	87.0	125.0	163.0	201.0	1人につき 38万円加算
	一部支給	192.0	230.0	268.0	306.0	344.0	1人につき 38万円加算
配偶者・扶養義務者		236.0	274.0	312.0	350.0	388.0	1人につき 38万円加算

(7) 事業開始

昭和37年1月1日 ※父子家庭（平成22年8月1日施行）

(8) 根拠法令

児童扶養手当法

2 児童育成手当

(1) 目的

児童の心身の健やかな成長に寄与するとともに、児童の福祉の増進を図る。

(2) 対象

18歳に達した日の属する年度の末日以前の児童で、次のいずれかにある児童を扶養している方

- ①父母が離婚した児童
- ②父又は母が死亡した児童
- ③婚姻によらずに出生した児童（父の扶養なし）
- ④父又は母が重度の障害を有する児童
- ⑤父又は母に1年以上遺棄されている児童
- ⑥父又は母が保護命令を受けた児童（父又は母の申し立てにより発せられたものに限る）
- ⑦父又は母が法令により1年以上拘禁されている児童
- ⑧父又は母が生死不明である児童

(3) 支給制限

所得制限のほか、次に該当するときは支給されない。

- ①父、母又は養育者が都内区域内に住所を有しないとき
- ②児童が児童福祉施設に入所しているとき
- ③児童が父又は母と生計を同じくしているとき
- ④父又は母の配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む）に養育されているとき

(4) 手当額

児童1人について月額13,500円

(5) 支給方法

申請月の翌月から2・6・10月にその前月までの分を口座振込

(6) 所得制限

(万円)

扶養親族等の数	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上
本人所得	360.4	398.4	436.4	474.4	512.4	550.4	1人増すごとに 38万円加算

(7) 事業開始

昭和49年10月

(8) 根拠法令

東京都児童育成手当に関する条例

西東京市児童育成手当条例